

別表2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
定員30人以上の広域型施設等			<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</p> <p>ただし、施設開所後に発生する経費（クラウド利用料、リース料、その他保証料等）については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。</p>
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,200 千円	施設数	
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員29人以下の地域密着型施設等			<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。</p> <p>ただし、施設開所後に発生する経費（クラウド利用料、リース料、その他保証料等）については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	839 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数とする。	
小規模介護老人保健施設			
小規模介護医療院			
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	14,000 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	420 千円	定員数	
都市型軽費老人ホーム	420 千円	定員数	
小規模養護老人ホーム	4,200 千円	施設数	
施設内保育施設			
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備にかかる施設開設準備に必要な経費（介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。）			介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への円滑な転換に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	219 千円	定員数 (転換前床数)	

<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 			<p>費、役務費、委託料。</p> <p>ただし、施設開所後に発生する経費（クラウド利用料、リース料、その他保証料等）については、導入時に設備等の経費と併せて支払った場合でも、対象経費として認められない。</p>
<p>介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p>			<p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施についての別紙1・別紙2を準用する。</p>
<p>定員30人以上の広域型施設等</p>			
<p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p>	<p>420千円</p>	<p>定員数</p>	
<p>介護老人保健施設</p>			
<p>介護医療院</p>			
<p>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>			
<p>養護老人ホーム</p>			
<p>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>			
<p>定員29人以下の地域密着型施設等</p>			
<p>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p>	<p>420千円</p>	<p>定員数</p>	
<p>小規模介護老人保健施設</p>		<p>※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。</p>	
<p>小規模介護医療院</p>			
<p>小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>			
<p>認知症高齢者グループホーム</p>			
<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p>			
<p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>			
<p>小規模介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p>			
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>	<p>7,000千円</p>	<p>施設数</p>	
<p>都市型軽費老人ホーム</p>	<p>210千円</p>	<p>定員数</p>	
<p>小規模養護老人ホーム</p>	<p>210千円</p>		

施設内保育施設	2,100 千円	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
介護予防拠点	100 千円	1 か所	